

広島県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年九月二十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道豊島線	呉市豊浜町大字豊島字大脇ノ田二四八番一地先から 呉市豊浜町大字豊島字大脇ノ田二四八番一地先まで	平成三〇年九月六日